

平成二十三年八月十二日受領
答弁第三六七号

内閣衆質一七七第三六七号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出我が国国民が韓国の法的手続きに従って竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出我が国国民が韓国の法的手続きに従って竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対する答弁書

一について

大韓民国による行為は、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らして決して容認できるものではなく、竹島問題の平和的な解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

二について

御指摘の我が国の国会議員の大韓民国訪問は、単なる視察目的で通常の適正な手続を経て行うことを意図していたものであり、当該訪問に対する大韓民国側の措置は日韓間の友好協力関係に鑑み極めて遺憾である。

三から六までについて

お尋ねのような閣議了解は存在しないが、我が国国民が大韓民国の出入国手続に従って竹島に入域することは好ましくないとの立場から、そのような入域を行わないよう、引き続き、国民の理解と協力を要請していく考えである。